情報公開制度について

宮古島市では、市民の知る権利を尊重し、市の保有する情報の一層の公開を図り、市政に関し市民に 説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な市政 の推進に資することを目的に情報公開制度を実施しています。

- ○令和6年度の情報公開制度の運用状況を公表します。
- 1. 行政文書開示請求の件数及び処理状況(令和6年4月1日~令和7年3月31日まで)

(件)

実施機関	請求件数			処	理状	況		(11)
		開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ	存否応 答拒否	処理中
市長	218	140	44	0	23	11	0	0
議会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	23	10	9	0	2	2	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
消防長	1	1	0	0	0	0	0	0
固定資産評価 審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	242	151	53	0	25	13	0	0

2. 不服申し立ての処理状況

申し立て件数 (継続含む)	却下	認容	部分認容	棄却	取下げ	処理中
1	1	0	0	0	0	0

○ 行政文書開示請求等の窓口

住所 宮古島市平良字西里 1140 番地 (市役所 2 階) 総務部総務課 行政管理係

個人情報保護制度について

個人情報保護制度とは、市民の皆様の基本的人権を擁護するため、市が保有する個人に関する情報の 適正・安全な管理に努め、保有の目的を超えた個人情報の利用や外部への提供を制限するなど、個人情 報の保護を図る制度です。市が行う個人情報の取り扱いについてルールを定め、自分の情報を見たり、 情報の誤りを正したりする権利を保障しています。

- ○令和6年度の個人情報保護制度の運用状況を公表します。
- 1. 保有個人情報開示等請求の件数及び処理状況(令和6年4月1日~令和7年3月31日まで)

(件)

実施機関	請求件数	処 理 状 況						(11)
		開示	一部 開示	不開示	不存在	取下げ	訂正	削除
市長	9	3	4	0	1	1	0	0
議会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
消防長	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審 查委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	9	3	4	0	1	1	0	0

2. 不服申し立ての処理状況

申し立て件数	却下	認容	部分認容	棄却	取下げ	処理中
0	0	0	0	0	0	0

○ 保有個人情報開示請求等の窓口

住所 宮古島市平良字西里 1140 番地 (市役所 2 階) 総務部総務課 行政管理係

令和6年度不服申立件数及び処理状況について

行政不服審査法(平成26年法律第68号)第85条では、不服申立てにつき裁決等をする権限を有する行政庁は、当該行政庁がした裁決等の内容その他当該行政庁における不服申立ての処理状況について公表するよう努めなければならないとされていることにより、市長が審査庁となる審査請求の件数等について掲載します。

○令和6年度における不服申立ての処理状況を公表します。

行政不服審査法に基づく審査請求の件数及び処理状況(令和6年4月1日~令和7年3月31日まで)

(件)

審査庁	審査請	求件数	处理状況 如理状況						
	新規	継続	認容	棄却	却下	取下げ	処理中		
市長	1	0	0	0	0	1	0		
教育長	0	0	0	0	0	0	0		
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0		
水道事業	0	0	0	0	0	0	0		
選挙管理委員 会	0	0	0	0	0	0	0		
監査委員	0	0	0	0	0	0	0		
農業委員会	1	0	0	0	0	0	1		
固定資産評価 審査委員会	2	0	0	2	0	0	0		
合 計	4	0	0	2	0	1	1		

○市長が審査庁となる行政不服審査請求等の窓口

住所 宮古島市平良字西里 1140 番地 (市役所 2 階)

総務部総務課 行政管理係